

自己株式を持株会加入者全員に配当 従業員向けインセンティブ制度に基づき 川岸工業

川岸工業(本社・東京、清時康夫社長)はこのほど、従業員持株会向け譲渡制限株式インセンティブ制度に基づき、譲渡制限付株式としての自

己株式の処分を行った。割当予定先である同社従業員持株加入者全員(休会者を除く)に対して、1人当たり100株(時価44万1500万円)を割り当てる。譲渡制限期間は25年9月29日～30年9月29日。また、譲渡制限の解除条件は対象従業員が譲渡制限期間中、継続して同持株会の会員であつたこととし、同会員の有する譲渡制限付株式持分

に応じた数の同割当株式の全部について、同期間が満了した時点で制限を解除する。処分する株式の種類及び総数は同社普通株式最大2万6600株、処分価格は1株につき44万1500円、処分総額は1億1743万9000円、処分方法は第三者割当の方法による。

同自己株式処分は、同社が今年3月に創業120年

目を迎えたことを記念し、同持株会に対して実施するもの。

同持株会を通じて、同社が発行または処分する譲渡制限付株式としての普通株式の取得機会を提供することで、従業員の資産形成の一助とする。加えて、同社の業績や株価への意識を高めるとともに、株主との一層の価値共有を進め、企業価値向上へのモチベーションを高めることを目的としている。